

第5期基山町障害福祉計画

第1期基山町障害児福祉計画

(2018 (平成30) 年度～2020 年度)



平成 30 年 3 月

基 山 町

計画策定の趣旨

■ 計画策定の背景・目的

基山町の障がい者（児）を取り巻く環境の変化、障がい者（児）の現状等を踏まえ、施策の評価に基づき、今後の障害福祉サービスの提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めることを目的に策定します。

■ 計画の位置づけ

「第5期基山町障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく「市町村障害福祉計画」です。

「第1期基山町障害児福祉計画」は、改正された児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

計画策定にあたっては、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」に即して策定を行います。また、佐賀県の「佐賀県障害福祉計画」に即し、「第5次基山町総合計画」等との整合性を図りながら策定を行います。

■ 計画期間

「第5期基山町障害福祉計画・第1期基山町障害児福祉計画」は、平成30(2018)年度から2020年度までの3年間を計画期間とします。

計画の基本理念

本計画の基本理念は、「基山町障害者基本計画」の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を引き継ぎ、「共生のまち・きやま」の実現を目指し、「基山町障害者基本計画」と共通の理念として以下のように設定します。

《基本理念》

**障がいの「ある」「なし」に関わらず、すべての町民が
ともに暮らし、ともに支え合う共生のまち・きやま**



計画の基本的方向

計画の基本理念の実現のために、国の基本指針を踏まえて、次の5つの基本的方向に沿って計画を推進します。

▶障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者自身が障害福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

▶基山町が主体となった障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として安心して暮らすためには、身近な地域でサービスが受けられる支援体制が求められます。障害種別、程度を問わず、自立と社会参加の実現ができるよう、サービスの提供体制の整備に努め、施設やサービスの充実を図っていきます。また、難病患者等に対しても同様に、適切な障害福祉サービスが受けられるように努めます。

▶入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

誰もが身近な地域で暮らしていくために、365日対応等の体制を整える地域生活支援拠点整備事業を進めるとともに、地域の社会資源を最大限に活用し、総合的な就労支援ネットワークの形成に努めます。

さらに、精神病床での長期入院患者の地域移行を進めるために、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

▶地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。

▶障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

2020 年度の目標設定値

▶福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成 28（2016）年度末の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行する。
- ② 平成 28（2016）年度末の施設入所者数を 2%以上削減する。

■目標設定値

項 目	数 値	備 考
① 地域生活移行者数	2 人	※平成 28（2016）年度末の施設入所者数は 16 人
② 入所者の減少数	1 人	

▶精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基山町では、精神障がい者が地域の一員として安心して生活できるよう、2020 年度末までに、精神障がい者にも対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

▶地域生活支援拠点等の整備

鳥栖・三養基地域では、2018（平成 30）年 4 月より、居住支援のための機能を備えた地域にある様々な事業所・機関が連携し、それぞれが機能を分担する「面的整備型」の支援体制を構築します。

▶福祉施設から一般就労への移行等

- ① 一般就労への移行者数を平成 28（2016）年度実績の 1.5 倍以上にする。
- ② 就労移行支援事業利用者数を平成 28（2016）年度実績から 20%以上に増加する。
- ③ 一般就労への移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を、50%以上にする。
- ④ 就労定着支援 1 年後の就労定着率を 80%以上にする。

■目標設定値

項 目	数 値
① 2020 年度の年間一般就労移行者数	2 人
② 2020 年度の就労移行支援事業所の利用者数	10 人
③ 2020 年度の一般就労への就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所率	50%
④ 2020 年度の就労定着支援 1 年後の就労定着率	80%

▶障害児支援の提供体制の整備等

本町では、2020 年度末までに児童発達支援センターを 1 ヲ所設置します。（町単独での設置が困難な場合には、複数市町による圏域での共同設置を検討します。）

また、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築し、重症心身障がい児を支援する、児童発達支援事業所および放課後等デイサービスの確保を図ります。

また、医療的ケアが必要な障がい児への支援として、鳥栖・三養基地域自立支援協議会では、医療的ケア児支援強化ワーキンググループを設置しており、今後も保健、医療、福祉、保育、教育の連携を深め、体制を強化していきます。

障害福祉サービス等の見込量と方策

■ 障害福祉サービス

区分		単位	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度	
訪問系サービス	① 居宅介護	人	30	33	35	
		時間分/月	559	583	608	
	② 重度訪問介護	人	1	1	1	
		時間分/月	2	2	2	
	③ 同行援護	人	1	1	1	
		時間分/月	4	4	4	
	④ 行動援護	人	4	4	4	
		時間分/月	11	11	11	
	⑤ 重度障害者等包括支援※	人	0	0	0	
		時間分/月	0	0	0	
日中活動系サービス	① 生活介護	人	27	27	27	
		人日/月	485	477	469	
	② 自立訓練(機能訓練)	人	1	1	1	
		人日/月	12	12	12	
	③ 自立訓練(生活訓練)	人	2	2	2	
		人日/月	31	31	31	
	④ 就労移行支援	人	13	16	18	
		人日/月	195	263	355	
	⑤ 就労継続支援(A型)	人	26	27	28	
		人日/月	375	389	403	
	⑥ 就労継続支援(B型)	人	61	65	68	
		人日/月	972	1,033	1,098	
	⑦ 就労定着支援	人/月	1	1	1	
	⑧ 療養介護	人/月	8	8	8	
	⑨ 短期入所	人	9	9	9	
		人日/月	10	10	10	
	サービス系 居住系	① 自立生活援助	人/月	1	1	1
		② 共同生活援助 (グループホーム)	人/月	22	25	25
③ 施設入所支援		人/月	17	15	14	
相談支援	① 計画相談支援	人	135	140	145	
	② 地域移行支援	人	1	1	1	
	③ 地域定着支援	人	1	1	1	

※重度障害者等包括支援は、社会資源がないため見込みが「0」となっています。

■ 障害児福祉サービス

区分	単位	2018 (平成30)年度	2019年度	2020年度
① 児童発達支援 (重心児含む)	人	10	11	12
	人日/月	83	88	93
② 医療型児童発達支援※	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
③ 放課後等デイサービス	人	36	38	41
	人日/月	328	348	378
④ 保育所等訪問支援	人	3	3	3
	人日/月	3	3	4
⑤ 居宅訪問型 児童発達支援	人	1	2	3
	人日/月	5	10	15
⑥ 障害児相談支援	人	52	63	74

※医療型児童発達支援は、社会資源がないため見込みが「0」となっています。

■ 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの今後の方策

- 日常生活の自立を促進する居宅介護等サービスは、ニーズに応じたサービスの確保を図ります。
- 障がい者が、身近な地域で安心して自立した生活ができるように、日中活動の場の充実を図るとともに、支援体制を整備し、利用者の目的やニーズに応じて施設を選択できるように努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）は、今後とも利用日数の増加が見込まれるため、サービスの確保に努めます。
- 障がい者（児）やその家族が抱える複合的な問題について相談できる総合相談窓口を設置し、福祉サービス、制度等の情報提供を行い、利用支援を行う事業所を確保します。
- 放課後等デイサービスは、放課後や夏休み等の長期休暇中において、小・中学校、特別支援学校に通学する児童等の自立を促進するために、学校や家庭との連携を図りながら、生活能力向上のための訓練や必要な支援等を実施していきます。
- 2018（平成30）年度から実施される新規事業の就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援の周知を図ります。



■ 地域生活支援事業

区分	単位	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
① 相談支援事業				
相談支援事業所設置数	か所	1	1	1
② 意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣回数	回／年	40	40	40
要約筆記奉仕員派遣回数	回／年	1	1	1
③ 日常生活用具給付事業				
介護・訓練支援用具	件／年	5	8	13
自立生活支援用具	件／年	10	10	10
在宅療養等支援用具	件／年	4	4	5
情報・意思疎通支援用具	件／年	6	6	6
排泄管理支援用具	件／年	99	104	108
住宅改修費	件／年	1	1	1
④ 移動支援事業				
支給決定者数	人／年	15	15	15
延べ利用者数	人／年	50	50	50
⑤ 地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター利用者数	人日／月	1	1	1
⑥ 日中一時支援事業				
支給決定者数	人／年	27	27	27
延べ利用者数	人／年	60	60	60
⑦ 手話奉仕員養成研修事業				
奉仕員養成研修参加者数	人／年	7	7	7
手話通訳奉仕員登録者数	人	13	13	13

■ 地域生活支援事業の今後の方策

- ・意思疎通支援事業は、手話通訳者等の把握に努め、連携を強化し、派遣体制の確保を進めます。
- ・日常生活用具事業は、日常生活用具に関する種類や機能等について周知を図るため、広報紙やホームページを活用し、情報提供の充実を図ります。
- ・移動支援事業は、障がい者（児）の外出時に必要な個々のニーズに対応し、相談支援事業所との連携を図りながら、必要なサービスの確保を進めます。
- ・日中一時支援事業は、障がい者（児）が日中に活動できる場を提供するとともに、一時的な預かりを行うことによって、家族の介護の軽減を支援します。また、広報誌やホームページ等で事業の周知を行い、ニーズに応じた適切なサービス提供を図ります。

2018（平成30）年度から始まる新サービスについて

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した障がい者	新たに雇用された事業所での就労を継続するため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する精神障がい者や知的障がい者等	一定期間にわたる定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

計画の推進方針

■ 関係機関との連携

保健、医療、福祉、教育、就労等の庁内関係各部門や障がい者（児）、障害者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。

さらに、障害者施策については、就労をはじめとする国や県の制度にかかわる分野も多く、今後の制度改正に柔軟に対応しながら、国、県の関係各機関とも連携を図っていきます。

■ 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、健康福祉課が事務局となり、計画の立案（Plan）と実践（Do）に加え、計画策定後は毎年度評価（Check）し、必要に応じて各種施策の見直し、改善（Act）ができるように、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を実施します。

この計画や障害福祉に関するお問い合わせは



基山町健康福祉課

〒841-0204

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地

TEL:0942-92-7964/FAX:0942-92-7184

